高知県市町村管理漁港沈廃船処理推進事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第７号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県市町村管理漁港沈廃船処理推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、「沈廃船」とは、海底に着底するなど水没状態にある船、破損・朽廃等により使用に耐えない状態にある船及び届出や許可を得ずに係留・保管されている船のうち、長期間使用された形跡がなく、放棄あるいは廃棄されたとみなされるものをいう。

　　「所有者不明」とは、漁船法（昭和25年法律第178号）第10条に規定する漁船の登録や小型船の登録等に関する法律（平成13年法律第102号）第３条に規定する小型船舶の登録がなされていない（番号が読み取れない場合を含む）場合、登録が抹消されている場合に抹消手続きを行った者が他者への譲渡等により当該船に関する所有権がない旨の申し立てを行い、譲渡した相手方との連絡がつかない場合、及び関係者（相続人等）や関係機関（地元の漁業協同組合等）への照会の結果、所有者の確認が出来ない場合をいう。

（補助目的及び補助対象事業）

第３条　県は、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）第６条の規定により漁港の指定を受けた区域（以下「漁港区域」という。）において、法第25条の規定により漁港管理者を市町村とする漁港（以下「市町村管理漁港」という。）における沈廃船の処理を推進するため、市町村が行う所有者不明の沈廃船処理及び沈廃船の調査・台帳作成等の事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象経費、補助率、及び補助基準額）

第４条　前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費、補助率、及び補助基準額については、次に掲げるとおりとする。なお、事業区分ごとに算出された補助額の合計額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（１）　所有者不明の沈廃船処理

ア　補助対象経費は、市町村管理漁港に放置されている所有者不明の沈廃船を処理するために必要な経費とする。

イ　補助率は、２分の１以内とする。

ウ　補助基準額は、下記のとおりとし、沈廃船一隻あたりの補助額は、補助基準額と補助対象経費を比較して少ない方の額に補助率を乗じた額（１円未満端数切り捨て）とする。

　　　補助基準額

（ア）　海域での処理　800,000円／隻

（イ）　陸域での処理　400,000円／隻

（２）　沈廃船の調査・台帳作成等

ア　補助対象経費は、市町村管理漁港に放置されている沈廃船の調査・台帳作成、放置船所有者への啓発・働きかけ、撤去見込の確認等を外部委託する場合に必要な経費とする。

イ　補助率は、２分の１以内とする。

ウ　補助基準額は、下記のとおりとし、補助額は、調査委託を行う漁港数に補助基準額を乗じた額と補助対象経費を比較して少ない方の額に補助率を乗じた額とする。

補助基準額　漁港数×600,000円

（補助金の交付の申請）

第５条　規則第３条第１項に規定する申請書の様式は、別記第１号様式によるものとする。

（補助の条件）

第６条　補助金の交付の目的を達成するため、市町村は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）補助金の交付決定を受けた補助事業について、交付決定額の増額及び２割を超える減額変更を受けようとするときは、別記第２号様式の補助金変更申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならないこと。

（２）補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続きの取扱いに準じて行わなければならないこと。

（３）補助事業を中止する場合は、別記第３号様式により知事の承認を受けなければならないこと。

（４）当該事業が予定の期間に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

（５）この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して５年間整理保管しなければならない。

（６）補助事業の実施に当たっては、別表に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等の暴力団の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。

（補助金の交付の決定）

第７条　知事は、第５条の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、市町村に通知するものとする。

（実績報告）

第８条　規則第11条第１項の実績報告書は、別記第４号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は実施年度の３月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

（グリーン購入）

第９条　市町村は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報公開）

第10条　補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附　則

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

２　この要綱は、令和８年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第６条第５号及び第10条の規定は同日以降もなおその効力を有する。

別表（第６条関係）

（１）暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。

（２）暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

（３）その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。

（４）暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

（５）暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

（６）暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

（７）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

（８）業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

（９）その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

（10）その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。